

## 審査基準

	評価項目	着眼点	配点の割合
1	企画提案に関する項目	(1)実施要領「第7 企画提案書等(1)①」に関して、分析・検討に必要な結果が得られる効果的な調査方法が提案されているか。	約70%
		(2)実施要領「第7 企画提案書等(1)②」に関して、検討のための必要な分析項目が提案されているか。	
		(3)実施要領「第7 企画提案書等(1)③」に関して、検討の視点・方法は的確か。	
		(4)実施要領「第7 企画提案書等(1)④」に関して、課題、影響・効果の認識は的確か。	
		(5)実施要領「第7 企画提案書等(1)⑤」に関して、まちの価値の向上に資する取組み等に対する見識はあるか。	
		(6)業務の実施工程は、具体的かつ実効性の高いものか。	
		(7)業務に関する独自の提案がある場合、内容は的確で、かつ効果的か。	
		(8)東村山市の現状、課題についての的確な認識に基づく、本業務の趣旨をとらえた提案されているか。	
		(9)企画提案書に資料作成の技術力は見られるか。	
2	事業者に関する事項	本業務にあたる実施体制は妥当で、類似業務等の実績、予定される技術者等の資格、業務実績は充分か。	約30%
3	説明及び質疑応答に関する項目(第2次審査のみ)	説明はわかりやすいか、また、応答内容は明快で的確か。	
4	参考見積額に関する項目	(1)提案内容と整合がとれているか。	
		(2)予定上限価格に対して安価か。	